「ひなた暮らし体験促進事業」業務委託 企画提案競技実施要領

1 事業目的

宮崎県への移住をより一層推進するため、「担い手不足に悩む地方の事業者」と「地方に興味のある都市部の方々」をマッチングすることにより、「仕事×暮らし」を体験する取組を県内において促進し、関係人口の拡大を図ることを目的とする。

2 業務委託の内容

ひなた暮らし体験促進事業業務委託仕様書による。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託料

- 8,280,000円 (消費税及び地方消費税額を含む。) を上限とする。
- ※委託業務に係る全ての経費が含まれる。
- ※委託料の支払は、委託業務完了後とする。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (5) 県が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール(予定)

(2) 事前説明会参加申込期限 令和6年5月15日(水)午後5時

(3) 事前説明会(オンライン又は対面) 令和6年5月17日(金)(予定)

(7) 面接審査 (オンライン又は対面) 令和6年6月6日 (木) (予定)

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日 時 : 令和6年5月17日(金)予定 場 所 : 宮崎県庁舎内又はオンライン

事前説明会に参加を希望する者は、別紙1「事前説明会参加申込書」を提出すること。説明会への参加は、企画提案競技参加の必須条件とする。

- ① 提出期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- (2) 質問票(別紙2)の提出

当企画提案競技に関する質問は、別紙2「質問票」により提出すること。

- ① 提出期限 令和6年5月21日(火)午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ③ 提出方法 電子メール又はファクシミリ (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- ④ 回答 原則として、質問受付日から3日以内(土日・祝日は除く) に電子メールで通知する。また、軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに、電子メールで通知する (質問者名は公表しない。)。

(3) 参加申込書(別紙3)の提出

参加を希望する場合は、別紙3「参加申込書」により提出すること。 また、併せて「誓約書」及び「課税事業者届出書」も提出すること。 ※誓約書については先に電子メール又はファクシミリで送付し、企画提 案書等の提出の際に原本を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年5月28日(火)午後5時まで
- ② 提出先 下記11を参照
- ② 提出方法 電子メール又はファクシミリ (提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類等(各8部)

ア 企画提案書(提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。)

イ 応募団体の概要(A4版で1冊にまとめること。)

(記載事項)

- (ア) 名称
- (4) 所在地
- (ウ) 代表者職氏名
- (工) 担当者職氏名
- (オ) 担当者連絡先(電話・ファクシミリ・電子メール)
- (カ) 類似業務の履行実績

ウ 費用見積書

具体的な費用内訳を記載すること。

金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「ひなた暮らし体験促進事業業務委託」とすること。

2 提出期限等

ア 提出期限

令和6年6月3日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出先

下記11を参照

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

③ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(5) 審査

面接審査による「企画提案競技方式」とし、次の各項目について審査を行い、順位点の合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。

① 方法

オンラインシステムによる審査又は来庁しての審査とする。 (参加申込書に希望する面接審査方法を記載すること。)

③ 内容

企画提案書を基にプレゼンテーションを実施し、最優秀の企画提案者を 受託候補者として選定する。

③ 場所

宮崎県庁舎内

④ 面接審査の時期

令和6年6月6日(木)予定

(5) 時間

説明時間は20分以内、質疑は10分以内を目安とする。

⑥ 説明者

面接審査に参加可能な者は3名以内とする。

⑦ 審査基準

ア 受入事業者の開拓に関する提案(説明会の開催及び受入事業者の募集) 本事業の趣旨やマッチングサイトの利点等が事業者に十分に伝わるよう、効果的で具体的な企画が提案されているか。

また、実際にマッチングサイトに登録できる県内事業者を掘り起こす 具体的な手法が提案されているか。

イ 受入事業者の求人ページの作成支援に関する提案

事業者がマッチングサイトを円滑に利用できるよう、事業者との連携 や求人ページの作成支援について具体的な方法が提案されているか。

ウ 受入事業者と参加者のフォローアップに関する提案

事業者が円滑に受入れができるよう、参加者の宿泊場所や移動手段に関して適確な情報を収集し、事業者へ提供するとともに、滞在中の参加者及び事業者におけるトラブル等発生時において適切に対応できるよう提案されているか。

工 事業実施体制、実績等

事業者や参加者との各種連絡調整を円滑に行うとともに、説明会の開催、求人ページの作成支援、事業者と参加者のフォローアップ、各種経費の支払事務や関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制・能力を有しているか。

才 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか。その上で、提案価格に優位性はあるか。

⑧ その他

- ア 面接審査の時間等については、企画提案書提出期限日の翌日までに通知する。
- イ オンラインシステムによる面接審査を希望する場合、企画提案書提出 後、できるだけ早期に接続テストを1回又は2回実施する(接続テスト は必須とし、利用するソフトウェアは「teams」又は「zoom」を想定しているが、相談可とする。)。
- ウ オンラインシステムによる面接審査の方法は、原則、企画提案書又は 企画提案書を基に作成した説明資料を画面共有し、説明箇所を表示しな がら説明を行うこと。
- エ 面接審査当日に技術的理由等によりオンラインシステムによる面接審査が実施できなかった場合は、書面審査を実施するが、事情等を考慮し、 県が面接審査の予備日を指定する場合がある。
- オ 来庁しての面接審査の場合、県では、モニターを準備するが、パソコンとモニターを接続するコード類については企画提案競技参加者が準備すること。また、県が管理する庁内ネットワーク回線(LGWAN回線を含む。)及びインターネット回線については、セキュリティ上の理由から使用できないため、注意すること。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年6月13日(木)までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(7) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とするものとし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

10 その他

- (1) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類については返却しない。
- (4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県(発注者) と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 甲斐

電 話 0985-26-7922

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp